

DVは重大な人権侵害であり、 犯罪となる行為です。

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは
一般的に配偶者やパートナーなど
親密な関係にある (あった) 者からの
暴力のことをいいます。

暴力には、なぐる・けるなどの身体的な暴力のほかに、
様々な形態の暴力があり、
これらを使って相手を支配しようとします。

身体的暴力

なぐる、ける、平手で打つ、
髪をひっぱる、突き飛ばす、
物を投げつける、首を絞める など
(身体に傷を負わせるのは、
暴行罪、傷害罪という犯罪です。)

精神的暴力

大声でどなる、無視する、
脅す、ののしる、
人前で侮辱する など
(侮辱や脅迫なども
暴力の一種です。)

経済的暴力

生活費を渡さない、
外で働くことを禁止する、
相手の貯金を勝手に使う、
借金を繰り返す
など

社会的暴力

外出を制限する、
行動を過度に束縛する、
実家や友人との
付き合いを制限する
など

性的暴力

性行為を強要する、
避妊に協力しない、
ポルノを無理やり見せる、
中絶を強要する など
(相手がいやがるのに行う性行為は、
不同意性交等罪、不同意わいせつ罪
という犯罪です。)

子どもを 利用した暴力

子どもに危害を加えるという脅す、
子どもの前で暴力をふるう、
子どもに悪口を言わせる
など

*相談窓口 一人で悩まず、ご相談ください。

宮城県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)

TEL. 022-256-0965

月～金曜(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
または、最寄りの県・市福祉事務所等へご相談ください。
「#8008」で最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

仙台市「女性への暴力相談電話」(仙台市配偶者暴力相談支援センター)

TEL. 022-268-5145

月・水～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
火曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～19:00

みやぎ夜間・休日DVほっとライン

TEL. 022-725-3660

夜間: 木・土曜(祝日、年末年始を除く) 17:30～21:00
休日: 日曜(祝日、年末年始を除く) 13:00～17:00

DV相談プラス(内閣府)

TEL. 0120-279-889 (24時間受付)

※チャット等でも相談を受け付けています。



みやぎ男女共同参画相談室

TEL. 022-211-2570

月～金曜(祝日、年末年始を除く) 8:30～16:45
※性別問わず、相談を受け付けています。
※毎月第2・4火曜(12:00～16:00)は
LGBT(性的マイノリティ)相談を受け付けています。

毎週1回、男性相談員による男性相談を実施しています。

TEL. 022-211-2557

水曜(祝日、年末年始を除く) 12:00～17:00

性暴力被害相談支援センター宮城

相談専用電話(けやきホットライン) TEL. 0120-556-460

24時間365日受付

※下記時間以外は国のコールセンターへつながります。

月～金曜 10:00～20:00 土曜 10:00～16:00
(祝日、年末年始を除く)

※女性相談員が対応します。土曜日は男性相談員による相談も行っております。
※性別問わず相談を受け付けています。



警察への相談

TEL. #9110 TEL. #8103 (性犯罪被害相談電話)

または、最寄りの各警察署へご相談ください。

仙台法務局「女性の人権ホットライン」

TEL. 0570-070-810

月～金曜(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

NPO法人ハーティ仙台

TEL. 022-274-1885

月～金曜(祝日、年末年始を除く) 13:30～16:30
毎週火曜(祝日、年末年始を除く) 18:30～21:00
※メール・チャットでも相談を受け付けています。



発行: 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL. 022-211-2633

この印刷物は14,000部作成し、1部あたりの単価は14,245円です。



DV

ドメスティック・バイオレンス

配偶者・パートナーなどからの

暴力で悩んでいませんか



宮城県

宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会

DVをチェック ✓

あなたは次のような経験がありませんか。

✓がいたら、それはDVかもしれません。

- 機げんが悪くなると物にあたるなど、あなたを怖がらせる行動や態度をとる
- 思い通りにならないと、なぐられたり、けられたり、髪をひっぱられたりする
- 長時間説教をして眠らせない
- 「出て行け!」「くちごたえするな!」などと怒鳴りつける
- 「バカ」「おまえは何もできない」とののしったり、無視する
- なぐる素振りや物を投げる振りをして脅かす
- 暴力のあとで、「おまえが、暴力をふるわせたんだ」などとあなたのせいにする
- 別れようとするとき「つきまとしてやる」「自殺してやる」などと脅す
- あなたを批判し、自信を失うようにしむける
- 携帯の着信履歴やメールを勝手にチェックしたり、無断で削除したりする
- 頻繁に電話やメールをしてきて、行動を細かくチェックする
- 家の中に閉じ込める、外出させない
- 友人や家族との付き合いをいやがる
- あなたの気持ちや体調を無視して、キスや性行為を強要する
- 避妊に協力してくれない、中絶を強要する
- 性的写真や動画の撮影を強行する
- 見たくないのにアダルトビデオや雑誌を見せる
- 「外で働くな」「仕事をやめろ」と言う
- 生活費を渡してくれない、または、少額的生活費しか渡してくれない
- 家計をかえりみず浪費する、借金する
- 子どもに自分を非難するようなことを言わせる

- * 暴力はどのような理由があろうと決して許されません。
- * 自分ばかりを責める必要はありません。
- * ひとりで抱え込まないで、ご相談ください。

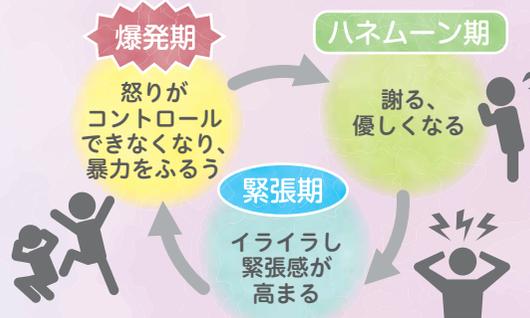
もしDVにあってしまったら…

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」があなたの力になります。

秘密は守ります。お近くの相談窓口へご相談ください。（電話番号は裏面にあります）

DVのサイクル

DVにはサイクルがあるといわれています。加害者は暴力をふるったあとに、急に優しくなったり、二度としないと謝ったりして、あなたを思いとどませます。しかし、**暴力は再び繰り返され、さらにエスカレートしていきます。**被害者は次第に逃げる機会や自尊心を失い、サイクルから脱出することが難しくなりますが、外からの情報が入り、DVに気づくことにより、サイクルから脱出することができます。



児童の面前で行われるDVは児童虐待です

子どもの目の前でDVが行われていることは、児童虐待にあたります。DVを目撃することによって、子どもは心に大きな傷を負います。また、「暴力」で問題を解決することを学習してしまうこともあります。子どものためにも、被害者本人のためにも、暴力のない環境に身をおくことが何より重要です。

児童虐待かも…と思ったら **いち はやく**
児童相談所 虐待対応ダイヤル 189
 にお電話ください。

相談したい

- **宮城県女性相談支援センター**（配偶者暴力相談支援センター）
 女性の抱える様々な悩みに女性相談員がお話をうかがいます。匿名で相談できますので安心してご相談ください。
- **福祉事務所（県・市）**
 各地域の県や市の福祉事務所等でご相談できます。
- **警察**
 各地域の警察署や交番でいつでもご相談できます。

DVから逃げたい

- **宮城県女性相談支援センター**（配偶者暴力相談支援センター）
 相談、支援制度の情報提供のほか、DV被害等にあわれた方の支援や、「保護命令」についての相談も受け付けています。
- **警察**
 「一時保護」や「保護命令」に関する相談も受け付けています。緊急の場合は110番に通報するか、最寄りの警察署・交番等に駆け込んでください。

加害者を引き離してほしい

- **地方裁判所**
 危険を感じる場合、あなたの申し立てにより、裁判所が「保護命令」を下すことで、加害者が近づけないよう法的に保護します。申し立て方法は配偶者暴力相談支援センターまたは警察にお尋ねください。
 ※保護命令は、身体的な暴力または生命等に対する脅迫に限ります。

◆保護命令

命令の種類	期間
【接近禁止命令】 被害者につきまったり、勤務先や家の付近を徘徊することを禁止	1年
【子や親族等への接近禁止命令】 被害者の子や親族等へのつきまといや徘徊を禁止	
【電話等禁止命令】 被害者やその子への電話・メールなどを禁止	
【退去命令】 被害者と共に住む住居からの退去	2ヵ月

保護命令に違反すると2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科せられます。